

ファッションデザイン教育機関の審査に関する実施要領

1. 趣旨

この要領は、ファッションデザインの学習を主な目的として来日し滞在する外国人（以下「外国人留学生」という。）を教育の対象に含めてファッションデザイン教育を行う設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（以下「ファッションデザイン教育機関」という。）に係る審査等について、必要な事項を定め、もって我が国における外国人留学生を受け入れるファッションデザイン教育機関の質的水準の向上に資することを目的とする。

2. 審査の方法

- (1) 経済産業省は、原則として審査申請書及び必要な書類並びに必要に応じて実施する実地調査により審査を行い、必要があると認める場合は、申請者に対して追加資料の提出を求めることとする。
- (2) 審査基準は、別に定める「ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準」（以下「基準」という。）とする。
- (3) 経済産業省は、この審査を適正に実施するため、中立かつ公平な外部有識者等から構成される審査委員会を設置し、その提言を得るものとする。

3. 申請時期及び申請方法

(1) 新規申請

外国人留学生を受け入れるため、新たに法務大臣告示により定められようとするファッションデザイン教育機関は、次の表に示す申請受付期間内に適格性の新規審査を受けるための申請を行うものとする。

(表)

外国人留学生 受入開始 予定時期	4月以降	10月以降	備考
申請受付期間	受入開始予定日の前年の5月1日から9月末日までの5か月間	受入開始予定日の前年の11月1日から当年3月末日までの5か月間	

(2) 更新申請

外国人留学生を受け入れるため、既に法務大臣告示により定められたファッ

ファッションデザイン教育機関は、法務大臣告示に定められた年から3年毎に、次の表に示す申請受付期間内に適格性の更新審査を受けるための申請を行うものとする。ただし、次の表に示す申請受付期間より前に次項で定める変更申請を行った場合には、その変更が認められた年から3年毎に更新審査を受けるものとする。

(表)

外国人留学生 受入開始時期	4月以降	10月以降	備考
申請受付期間	告示に定められた年又は更新された年から2年後の5月1日から9月末日までの5か月間	告示に定められた年又は更新された年から2年後の11月1日から当年3月末日までの5か月間	

(3) 変更申請

外国人留学生を受け入れるため、既に法務大臣告示により定められたファッションデザイン教育機関は、次の各号の一から五のいずれかに該当する場合には、原則として変更の事実が生じる6か月前までに、六に該当する場合には、次の表の示す申請受付期間内に、変更事項に関する適格性の審査を受けるための申請を行うものとする。

- 一 名称の変更
- 二 設置者の変更
- 三 所在地の変更（都道府県の変更を伴う場合）
- 四 校地、校舎の用に供する土地建物に関する権利の処分又はこれらに関する重要な現状の変更
- 五 外国人留学生を受け入れる専攻科に係る教育内容、体制等の変更（統合、改編、新設、カリキュラム変更等）
- 六 生徒及び外国人留学生の収容定員の双方又は一方の変更

(表)

変更が生じる 時期	4月以降	10月以降	備考
申請受付期間	変更が生じる日の前年の5月1日から9月末日までの5か月間	変更が生じる日の前年の11月1日から当年3月末日までの5か月間	

(4) 申請方法

(1)、(2)の申請については、経済産業省が指定するファッションデザイン教育機関審査に係る申請書様式、(3)の申請については、当該機関の変更に係る申請書様式に所定事項を記入の上、必要な書類を付して経済産業省に提出するものとする。なお、同一の設置者が同一のファッションデザイン教育機関の名の下に複数の校舎を設置する場合であっても、管理・運営が校舎毎に行われていると認められるときは、それぞれ独立した機関として取り扱うものとする。

4. 変更及び廃校の届出

ファッションデザイン教育機関は、次の各号のいずれかに該当する場合、変更の事実が生じることが判明次第、可及的速やかに経済産業省が指定するファッションデザイン教育機関の変更等に係る届出様式に所定事項を記入の上、必要な書類を付して経済産業省に届け出るものとする。なお、経済産業省は、上記の届出を受理した場合、必要に応じ指導を行うものとする。

- 一 規則の変更
- 二 設置者を代表する者（当該機関の経営を担当する役員を含む。）の変更
- 三 教育機関の代表、主任教員又は生活指導担当者の変更
- 四 所在地の変更（都道府県の移転を伴わない場合）
- 五 外国人留学生を受け入れる専攻科に係る変更（3.(3)五に該当する変更を除く。）
- 六 廃校

5. 実地調査

経済産業省は、3.(1)並びに(3)三及び四の申請を受け付けたとき又は必要があると認められるときは、実地調査を行うものとする。

6. 審査結果の通知等

(1) 外国人留学生の受入れに係る適格性がある場合

経済産業省は、3.(1)から(3)の申請のあったファッションデザイン教育機関について、審査委員会の提言を踏まえ、当該機関が基準に適合していると認めるときは、当該機関に適格性がある旨を法務省へ協議するものとする。協議の結果、法務省から出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）に基づき告示することに異存ない旨回答を得られた場合は、経済産業省は、当該機関に適格性がある旨を通知する。

(2) 外国人留学生の受入れに係る適格性がない場合

経済産業省は、3.(1)から(3)の申請のあったファッションデザイン教育機関について、審査委員会の提言を踏まえ、当該機関が基準に適合していない、又は変更事項が適格性を満たさないと認めるときは、当該機関に適格性がない旨を通知する。なお、3.(2)及び(3)の申請について、7.に規定する説明の機会を当該機関の設置者に提供し、経済産業省が適切な指導・助言を行っても基準を満たさないとときは、法務省に対してその旨を速やかに通知する。

経済産業省は、3.(1)から(3)の上記申請内容に虚偽の記載があると判明したとき、若しくはこの規定の目的に照らし特に支障があると認められる事由が生じたときは、当該機関に適格性がない旨を通知するとともに、法務省に対してもその旨を速やかに通知する。

(3) 卒業生が専門的知識及び技術を生かして就労する観点からの適格性がある場合

経済産業省は、3.(1)から(3)の申請のあったファッションデザイン教育機関について、審査委員会の提言を踏まえ、当該機関(本項の適格性は専攻科単位で判断する。)の外国人留学生が卒業後我が国において専門的知識及び技術を生かして就労するために必要な教育機関としての要件に適合すると認めるときは、当該適格性がある旨を法務省へ協議するものとする。協議の結果、法務省から異存ない旨回答を得られた場合は、経済産業省は、当該機関に適格性がある旨を通知する。

(4) 廃校する場合等

経済産業省は、4.五又は六の届出を受理したときは、その旨法務省へ通知するものとする。

7. 説明の機会の提供

経済産業省は、6.(2)の通知を行う前に、当該機関の設置者に説明の機会を与えるものとする。

附 則

(施行規則)

1. この要項は、平成20年10月6日から適用する。
2. この要項は、平成29年1月1日から適用する。
3. この要領は、平成30年1月12日から適用する。

(経過措置)

改正要領の適用日前に既に法務大臣に告示されているファッションデザイン教育機関に

については、平成30年1月26日までの間、ファッションデザイン教育機関からの申出に基づき、6（3）の適格性の審査を行うことができる。この場合において、3（3）各号に掲げる事項に変更がある場合は、同項に基づく申請に基づき、6（1）の適格性の審査を併せて行うことができる。